

名古屋市教育委員会定例会

平成 29 年 2 月 15 日
午前 10 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について
- 日程 2 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について
- 日程 3 名古屋市奨学金条例の制定について
- 日程 4 名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について
- 日程 5 平成 28 年度補正予算について
- 日程 6 平成 29 年度当初予算について
- 日程 7 契約の締結について
- 日程 8 指定管理者の指定について（名古屋市名城庭球場）
- 日程 9 第 33 号議案 第 3 次名古屋市子ども読書活動推進計画の策定について

出席者

杉 崎 正 美 教育長
野 田 敦 敬 委 員
船 津 静 代 委 員
梶 田 知 委 員
小 嶋 雅 代 委 員

教育次長始め、事務局員 39 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

ただ今から教育委員会定例会を開催をいたします。

まず、議事運営についてお諮りをいたします。

議事日程の第 1「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について」から日程第 8「指定管理者の指定について」につきましても、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づきまして、非公開にて審議としたいと思います。

また、会議録につきましても、議会に上程されるまでの間に限り、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 1 から第 8 は議会上程までの間、非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

(杉崎教育長)

それでは、日程第 9 第 33 号議案「第 3 次名古屋市子ども読書活動推進計画の策定について」を議題といたしますので、説明をお願いします。

(百合草生涯学習課長)

では、第 33 号議案の「第 3 次名古屋市子ども読書活動推進計画の策定について」ご説明をさせていただきます。

本計画につきましては、計画の概要の「1 趣旨」にございますように、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条の規定に基づきまして、平成 19 年 4 月に策定いたしました「名古屋市子ども読書活動推進計画」の第 3 次計画として策定するものでございます。

12 月開催の教育委員会におきましてご協議いただいたものでございますが、その後、12 月 16 日から 1 か月間、パブリックコメントを行いました。

資料 2 の方でございますけれども、こちらが計画案に対する市民意見の内容と市の考え方をまとめたものでございます。こちらの資料につきまして、パブリックコメントにおいていただいたご意見に対する市の考え方として公表するものでございます。

こちらの方、表紙の裏面の方をめぐっていただきますと、いただきましたご意見の数等が記載しております、いただきましたご意見は 17 人、52 件でございました。

以降、主な意見等でございますけれども、内容といたしましては、「学校図書館に学校司書を配置してほしい。」とか、「子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、よろしく願いしたい。」とか、「親が読書する姿を子どもに見せることが大切である。」というようなご意見等がございました。また「読み聞かせやブッ

クトークをもっと行ってほしい。」だとか、「図書館の読み聞かせは大変よい取り組みである。」とか、「団体貸出の継続・充実をしてほしい。」といった要望等がございました。

これらのご意見を踏まえましてですね、私どもの方で勘案させていただいたところ、計画を修正するようなご意見はございませんでしたので、資料 1 にございますように、「第 3 次名古屋市子ども読書活動推進計画（案）」につきましては、変更なしということで、前回の協議題で提出したものと同じものを提出させていただいております。

この計画を策定後、具体的な取組みを行う際の参考として、パブリックコメントの方は活用させていただこうと思っております。

なお、本日ご議決をいただきましたら、3 月に本計画及びパブリックコメントに關しまして、市の考え方を公表する予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。説明は以上でございます。

（杉崎教育長）

説明が終わりましたので、ご意見があれば。すでに一度協議題で色々お話をいただいておりますが。

読売新聞か何かにも載っていましたが、読書の大切さというのが最近とみに。読書しなくなる、どんどんスマホの関係なんかで読書をしなくなるということで、結構危機的状況にあるということ。そういう意味では私はこの計画はかなりしっかりやっけていかなければいけないかなと思っております。いかがでしょうか。

（野田委員）

是非しっかり推進していただきたいなと思っておりますけれども、一つ危惧するところは今日、学習指導要領の案が出まして、英語の短時間学習ということで、今、朝の読書をやっている時間がですね英語に取られはしないかと心配をしておりますので、その辺学校現場にも協力いただいてですね、朝の読書等は確保していただいて、また英語をじゃあどこでやるかという問題はありますけれども、英語に流されないようにしていただきたいなというふうに思います。

（杉崎教育長）

限られた開業日というか、学校を開いている時間でどんどん詰め込むと、どこかにしわ寄せがきちゃって、やれないのですけれど、お互い 24 時間しかないものですから。どうしたらいいのかなというようなことは何かご意見はありますか、野田委員。

(野田委員)

だから、英語は絶対その短時間授業やらざるを得ないのですよね、1時間余分に出ちゃってますから。

これもどちらかというと短時間学習でやっている学校が多いですよ。やっぱりそうだと、学校の時程を少しいじらないと難しいのじゃないかなと。今までどおりやっていると競合しちゃいますから。英語はやらないかん、朝読はやらないかんとなってしまうと競合してしまいますので。少しそういった学校のその時程を少しいじって、ここは読書を確保する、ここは英語を確保、というようにやらないと、どっちもはできないと思います。

(杉崎教育長)

それは夏休みを短くするとかそういうことですか。

(野田委員)

いや、そうじゃなくて。一日の中で工夫しなければ。

(杉崎教育長)

結構重要な、といいますか。先生にも大分負荷がかかりますし。いかがでしょう。

読書しないかんし、携帯も見ないかんしということで、時間がなくなってくるばかりなのですけれども、いいですかね。

計画自体はこのような形で出して、今、野田委員が言われたような新しい課題についても引き続き教育委員会の中でも議論をしていきたいと思います。

(船津委員)

あと4ページの4のところにあった、この推進計画資料1の4ページの5(4)のさっき野田委員の仰った、学校の図書館のやっぱりその居心地の良さみたいなものとか、やはり休み時間にそこへ行って、子どもたちが自然に本を取れる。その中にはさっきのお話の、今回残念だった司書さんの増員とか、司書さんがいない図書館も名古屋市もちょっとね、恥ずかしい状態だなと思いますので、司書の増員もそうですし、足りないところはボランティアなりでも来ていただいたりできれば。私たち視察に行った時に秋田の小学校で、田舎なのでスクールバスじゃないと子どもがお家へ帰れないということもありましたけれども、低学年の子たちがバスを待つ間は下駄箱の前が図書館で、そこで待つという時に本を読むみたいな。だから読書運動も良いのですけれども、何かの時間の、ちょっとした時に本を読めるみたいな形になるのがいいかなと思うので、やっ

ぱり図書館というのは大事だなと思います。あと私はなんか引きこもり気味だったので、小・中は図書館と保健室登校みたいだったので、そういう居場所っていいかなというように思います。

あとはなんかすごい身内の話なのですけれども、名古屋大学の学生はすごく本を読むということで、本屋さんの売上げを聞くと、マガジンとかコミック本以外の本の売れ行きがやっぱり名大生は本を沢山買うというふうに生協さんも仰ったりするので、小さい頃からそういう本を読む習慣があることが、別にそういう大学に入ることが良いとは思いませんけれども、学習にもすごく影響しているのじゃないかなということを感じています。小さい頃から読む習慣が大人になって影響しているのだなと思います。

これは是非ともせつかくの計画なので、これを機会により子どもたちに本が近くなるといいなと思います。

(小嶋委員)

すみません、今ごろになり、ここまでできたものに何か言うのはとても難しいと思っていたのですけれども、やはりそれぞれの子どものそれぞれの時期対したこの働きかけというのは大事だと思うのですが、私は、自分自身と子どもを育てた経験から、やっぱり乳児期・幼児期が一番大事で、幼児期にもう本を読む習慣を付けてしまえば、幼児期につければ、あとは勝手に子ども読みます。で、この忙しい小学校で、それに小学校、元気な子はみんな外で遊びますから、放課は。なかなか図書館に呼び込むというのは難しいと思います。

一番大事なのは、保育園・幼稚園に図書館バスというのですか、ありますですよ、あれを走らせるとか、昔そうじゃなかったでしょうか。来て、帰るときに本を借りて帰るっていう。そしてもっと読みたいとなると図書館に自然に子どもたちが行くというふうだったと思うのですけれども。

保育園・幼稚園にもっと積極的に介入するようなことを力を入れてもいいのではないかな、そこが一番大切ではないかなというふうに思いました。

(杉崎教育長)

今だと9ページからですね。

(小嶋委員)

読み聞かせとかも大事だと思うのですけれど、やっぱり持って帰らせるという、図書館にもっと活躍というか、出てきてもらってですね。

学校の図書館司書っていうのも素晴らしいと思うのですけれども、視察に行かせていただいて思いましたけれども、今そういった図書館の端末だけじゃな

く、インターネットでも見えますよね、図書館の蔵書は、自宅でもどこでも。あれの使い方を子どもに教えて、子どもが学校の図書館から名古屋市の図書館を調べて、それをこう取り寄せられるようなシステムにすると、どんどんどんどん子どもが図書館の本を学校で借りて読むというようなことが広がっていくのではないかなと思いますし、やはり出発点としては、保育園・幼稚園で、もっと子どもが本を借りて読めるようにするということが大事ではないかなと思います。これは4次計画として入れていただいて。3次でもまだいいですか。

(福井鶴舞中央図書館副館長)

インターネット予約をしていただける環境は整っておりまして、もうすでに運営はしているのですが、委員の言われた学校で市立図書館の本を借りるというシステムはまだできておりませんので。

(小嶋委員)

是非それを実現していただきたいと思うのですけれども。

(福井鶴舞中央図書館副館長)

できる限り努力はしていきたいと思います。

(小嶋委員)

子どもたちはインターネットで本を学校から予約するということは教えていただいていますでしょうか。

(福井鶴舞中央図書館副館長)

やっていないです。

(小嶋委員)

ですよ、それすぐできますよね。

(福井鶴舞中央図書館副館長)

学校の先生方にご協力をいただかなければいけないというハードルが沢山ありますけれども、学校図書館とは連携についてはすでにやっておりますので、そういったところで早急にやれたらなと思っております。

(早瀬鶴舞中央図書館長)

今、委員が仰られた、舞台が学校であったり、また子どもじゃないですけど地域のコミセンであったり、どういう舞台なら地域の方々や施設の管理をしてみえる方の協力を得ながらやれるだろうかということを一年間検討しました。今回の予算でたまたま先ほどちょっと紹介がありましたが、中川児童館で、そこは指定管理者がいるのですが、そちらの協力を得て、私どもは車もないので、何百冊という本を持っていくという作業も大変苦しいのですが、とにかく一回お持ちします。そしてひと月ぐらいお預けして、その間に施設管理者の協力のもとに貸し借りをさせていただいて、ひと月経ったらまた新しい本に入れ替える。

先ほど企画経理課長から実証実験というふうに言っていただきましたけれども、そういう社会実験を一か所やらせていただく予定でございます。それで確かに本は充実しますけれども、往復の費用とかその期間のお世話をする、これも図書館の司書も手一杯なので、どういう仕組みなら今、言っていただいたように広がっていくのか、学校現場も色々考えましたが、新たな色々な課題が学校にもあるということで、まずは地域施設で1か所やらせてもらって、それがどういうふうになら横展開ができるのか、そんな努力をしてみたいというふうに思っております。

(福井鶴舞中央図書館副館長)

言い忘れましたが自動車図書館、昔は巡回文庫と言っておりました図書館については、現在も111か所に行かせて頂いておりますので。その中に幼稚園や保育園の場所はないのですが。

(小嶋委員)

是非、名古屋市立から始めて、幼稚園、保育園に回っていただいたらどうかなと思います。

(福井鶴舞中央図書館副館長)

ありがとうございます、検討材料にさせていただきたいと思います。

(船津委員)

去年、図書館の本のお話になった時に、着想しましたとか言って、お医者さんのところに行って、待ち合いのところでお母さんがリーフレットを見れるといいですよというお話をちょっとさせていただいたと思うのですが、あんなことはその後どうなって。

(加藤鶴舞中央図書館奉仕課長)

貴重なご意見、先日ありがとうございました。私どもまず保健所の健診時にですね、絵本の紹介冊子を配らせていただくとともに、司書やボランティアさんが出かけていきまして、待ち合いのところで絵本の読み聞かせをさせていただいております。

そこをまずしっかりやらせていただいて、冊子の有効性等確認したうえで、次の段階に進めればなというふうに考えております。ありがとうございました。

(船津委員)

できればそうなるといいなと思いますので、よろしく願いいたします。

(杉崎教育長)

今回の 16 校の学校司書の配置もちよっと小さくはすけれども、また大きく、学校司書さんがそういうような活躍もできるようにしてもらえると、小嶋委員が今おっしゃったこと等。

他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは他にないようですので、日程第 9 の第 33 号議案「第 3 次名古屋市子ども読書活動推進計画の策定について」につきましては、原案どおり可決ということでよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件は全て終了しましたので、教育委員会定例会を終了いたします。

午前 11 時 28 分終了

名古屋市教育委員会定例会

平成 29 年 2 月 15 日
午前 10 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について
- 日程 2 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について
- 日程 3 名古屋市奨学金条例の制定について
- 日程 4 名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について
- 日程 5 平成 28 年度補正予算について
- 日程 6 平成 29 年度当初予算について
- 日程 7 契約の締結について
- 日程 8 指定管理者の指定について（名古屋市名城庭球場）
- 日程 9 第 33 号議案 第 3 次名古屋市子ども読書活動推進計画の策定について

出席者

杉 崎 正 美 教育長
野 田 敦 敬 委 員
船 津 静 代 委 員
梶 田 知 委 員
小 嶋 雅 代 委 員

教育次長始め、事務局員 39 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

それでは、日程第 1「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

(五味澤総務課長)

日程第 1 から日程第 4 まで、このあと順次一つずつ区切ってご説明させていただきますが、何れも教育に関する条例の改正を行う必要があるため、当該改正について、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求めるものでございます。それでは、順次説明をします。

まず日程第 1「名古屋市自転車安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について」をご説明いたします。

これは、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにする等により、市民の交通の安全の確保及び自転車事故による被害者の保護を図ることを目的とするものです。

教育に関する事務に当たる部分といたしましては、学校長の責務として、教育活動を通じて発達段階に応じた自転車の安全で適正な利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めることを定めております。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。ただし、一部の規定につきましては、平成 29 年 10 月 1 日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

(杉崎教育長)

条例の説明が終わりましたので、ご意見とか、ご質問ございますでしょうか。

具体的には第 10 条の方ですね。3 枚めくっていただいた裏側ですね。

直接、学校には関係はないけれど、自転車の損害保険とかの加入も義務化されるのでしたよね、その辺は何か説明は。14 条。

(河瀬市民経済局地域安全推進課長)

今、教育長さんの方からお話がありましたとおり、自転車損害賠償保険の加入につきましては、利用者について、義務化ということで今回条例案を提出させていただきたいというふうに考えております。規定で申しますと第 14 条でございます。自転車利用者の方、それから保護者の方がその監護する未成年者が自転車を有する場合におきましては、損害賠償保険に加入していただくようお願いしたいという、そういう規定でございます。

なお、先ほどの説明の中で一部の規定については 10 月 1 日から施行ということにご説明いただきましたけれども、条例全体については、4 月 1 日からということで予定させていただいておりますが、保険加入の義務化につきましては、半年間周知期間を設けて、十分市民の皆さまにお知らせをしていくということで、10 月 1 日からの施行ということにさせていただいております。以上でございます。

(小山生涯学習部長)

10 月から義務化されるということで、市民経済局が市民の方というか、保護者に対して、広報なごや等でそういうふうになりますよ、ということは十分周知していくの

ですけれども、PTAの方はですね、積極的にと言いますか、自転車の損害賠償保険に加入を呼び掛けていまして、これはもう26年度から始めていまして、今まで3年間やったのですけれども、損害保険の一つとして加入をですね、PTAの方がお知らせしながら入っていただくという仕組みなのですけれども、今、28年度レベルでは2万件くらいの方々にPTAの保険に入らせていただいていますので、この4月もこういう条例ができたということですので、PTAを通じて保護者の方にお知らせをして、更に気が付かされていない方もお見えになると思いますので、更に入らせていただくような試みをPTAの方から呼びかけもしていこうかなというふうに思います。

(杉崎教育長)

それはPTAはもう、そういう予定をもうしているということですか。

(小山生涯学習部長)

はい、しています。4月にチラシを色々配ってですね、広報をして、今まで加入されていない方もPTAの保険に入ってもいいですし、他の保険でもいいわけですが、PTAの方が多分色々格安だとか色々そういったこともあると思いますので、学校を通じてということなので、呼びかけるということをしています。

(野田委員)

10条がらみで。今、小学校ではですね、交通安全教室というようなそういう名称で結構やられていると思うのですけれども、こういった指導をですね、発達段階に応じた。中学校や高校は実態としてはどのようなのでしょうか。

(三浦指導室長)

中学校の方ですが、1年生を対象にですね、パンフレット、自転車のルールを守ろうといったパンフレットがございまして。それを配布して、そういうところで案内をして、それから保険についてもそこで周知を図っているところです。

(野田委員)

高校生が一番自転車に乗る可能性が高いかなと思いますけれども、高校の方はどうなのでしょうか。

(森高等学校・幼稚園教育担当主幹)

まず保険に関してですけれども、近年、加害者になるというケースもありますので、年度始めのところで、保険の案内をしておりますし、自転車も含めた交通安全指導に関しては、例えば近くの自動車学校の方を招いたりして、そういう機会を設けていま

す。加害者になって賠償金の発生ということも近年は学校も意識しながら、色々な機会を設けて生徒に話をする機会を設けております。

(野田委員)

分かりました。

(杉崎教育長)

最近もなんか、子どもさんとお年寄りが自転車同時でぶつかって、お年寄りが亡くなったとかね、結構ひどい事故がありますし。マナーとかルール知らないと大変なことになるので、そういう、ちょっとこの今回の条例の施行を機会にそういう交通安全の指導とか、教育も小・中・高・幼稚園もなのですけれども、全校的にもういっぺん取り組んでいただいてもいいかなと思いますけれども。改めてね。その辺はどうなのでしょう。いつもどおりまた来年度もやるのもいいのですけれども、もう少しなにか。

(三浦指導室長)

仰られますように、今までも現状も自転車安全教室受講証だとか、小学校のいわゆる安全教室等、取り組んでいるところですが、今回こうして条例が定められるということですので、私どもも重く受け止めてですね、この学校の部分も条例化されたことも踏まえて、安全指導についても一度やり方等の見直しも含めてですね、周知をしていきたいと考えております。

(船津委員)

ご説明ありがとうございました。例えば高校だとそうやって高校生の自転車通学は多いですね。ですから、高校の方が事故が多いと思うのですが、シールを発行するじゃないですか。学校に通っていいですよみたいな、自転車だね。それと保険を紐付けされるとか。

例えば、考えたら実は第10条の2が気になるところで、大学及び専修学校等の、その一番上のところ学校の長の責務なので、高校までは名古屋市教育委員会が面倒を見らると思うのですけれども、大学や専修学校の長には、これは名古屋市教育委員会というか河村市長からこういうことを徹底してくださいというふうな指導をしていくということになるのですかね。まずどういうふうなご指導になっていくのかということ。先の話ですけれども、大学や専修学校なんかでも、自転車で通学の生徒たちには学校内でそれ乗ってもいい、みたいなシールを発行してますね。そういうこともあって、それと紐付けされたりするとういかなと思ったので。

まずはじめの質問としては、大学や専門学校の長にはどんな形で名古屋市は指導されていきますか。

(河瀬地域安全推進課長)

大学、専修学校等につきましては、私どもの方からアプローチをさせていただきまして、必要な啓発資料とかをもちろん作成させていただきつつですね、こういう条例が制定されたということは周知をし、学校を通じて学生さんが理解を深めていきたいというふうに思っております。

(杉崎教育長)

いずれ名大の方にもご案内が。

(船津委員)

わかりました。千種区で起こる自転車事故の多くが名大って言われたりもしていますので、ちょっとどうしていくのかなと思ひまして。

(杉崎教育長)

結構、坂道が多いので事故になりやすいこともあるかもしれませんけれども。

(小嶋委員)

今ご説明がありましたけれども、今までも小学校はだいたい年に1回くらいはその子どもたちに直接この自転車について学ばせる機会があったと思うのですが、やはり中学、特に高校生が一番危険ではないかと思っております、また高校生はそういった意識が低くなっていて、またその高齢者の数がぐんと増えていったのはここ最近のことで、そういった意識というものがその子たちは、子どもの頃から養われていないということで、高校生には改めて年に1度くらい指導の機会があるのではないのかなと思うことと、あと小学校は今までもやっており、また小学校の負担がとても大きいと思うので、これに加えて何かていうのはすごく大変ではないかということと、あと、学校にすごく大きく色々負担を求めすぎるといっても、先ほどのPTAであるとか、広報を使って社会全体に子どもたちの自転車のあり方について注視をね、というような働きかけが必要ではないかなと思ひますので、是非よろしく願ひいたします。

(河瀬地域安全推進課長)

今ご指摘をいただきましたけれども、私ども、例えば先ほどもお話がありましたとおり、小学生と中学生の新1年生に向けてはですね、自転車の安全利用のリーフレットということで作成させていただいております。高校生についても過去そういう特別な

ものを作っていた経緯はあるのですが、予算等の都合もありまして、今は発行できていない状況が続いておりましたが、今回を機会にですね、高校生にも分かりやすくその自転車の安全利用ということで何らかの形でパンフレットのようなものをお作りしたいなというふうには考えておるところでございます。

それから、もちろんお年寄りですとかいうこともございますので、年代別世代別というところにも注意をしていただく点が変わってきますので、そういった点も工夫しながら周知啓発に努めていきたい。もちろん周知啓発に当たりましては、教育委員会さんと十分な連携をとりつつやっていきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

(森高等学校・幼稚園教育担当主幹)

先ほど指導室長も申し上げたように、条例の制定はやはり学校教育にとっても重要な事柄であり、また年 1 回の指導という話もございましたけれども、どういう形でやっていくのかも含め、前向きに考えさせていただきたいと思います。よろしく願いします。

(杉崎教育長)

教育委員会とよく市民経済局と連携をとっていただいて、少しでも事故が減るようによろしく願いします。

(杉崎教育長)

では他にご意見もないようですので、日程第 1「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について」につきましましては、原案どおり異議なしということで、お認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、市民経済局の職員の方はご退室となります。ありがとうございました。

(河瀬地域安全推進課長)

ありがとうございました。失礼いたします。

【市民経済局職員 退室】

(杉崎教育長)

それでは続きまして、日程第 2「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

(五味澤総務課長)

日程第 2「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

これは、国の幼児教育無償化の拡充の方針を受け、市町村民税非課税の多子世帯への負担軽減を拡充するものです。

拡充の内容といたしまして、市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯の第 2 子の市立幼稚園授業料を無償化します。

なお、同じく国の方針で、市民税所得割額 77,100 円以下のひとり親世帯、障害者世帯等の負担軽減についても拡充してまいります。こちらについては教育委員会規則に規定されていますので、3 月に教育委員会規則の改正を行う予定でございます。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日でございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

今回は 1,500 円を 0 円にするところだけ条例が変わることですね。

よろしいですか。特にご意見ないようですので、日程第 2「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」につきましましては、原案どおり異議なしということでお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程の第 3「名古屋市奨学金条例の制定について」を議題としたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

日程第 3「名古屋市奨学金条例の制定について」をご説明いたします。

これは、経済的理由によって修学が困難な者に対し、高等学校等において修学するために必要な学資を支給するため、新たに条例を制定するものでございます。

受給資格を有する者は、学業、部活動、生徒会活動、校外活動等における努力が認められる者で、生徒本人が市内の区域に住所を有し、保護者等が本市の区域内に住所を有し、愛知県内に所在する高等学校等に在学しており、経済的理由により修学が困難である者でございます。

支給額は、国公立学校の生徒は年額 6 万円、私立学校の生徒は年額 72,000 円でございます。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見等ございましたらお願いたします。

これは新しい条例ということで、新しい制度が始まるということですが、全学年対象になるのは、平成 32 年。

(土本学事課長)

予算を認めていただければという前提でございますけれども、条例の制定上は毎学年、来年度 1 年生の子が上がっていくにしたがって、学年を増やしていくということになっておりますので、定時制まで含めれば、32 年度以降に全学年が対象になってまいります。

(杉崎教育長)

予算もそのように 3 倍というか、そのようになっていくわけですね。

(小嶋委員)

奨学金の支給を受けることができる者にある第 3 条で「学業その他の活動における努力が認められる者」とあるのですが、具体的にどのように評価するのか、だいたいほぼ 100% 受給されるのか、あるいはどの程度の生徒の援助を想定しているのでしょうか。

(土本学事課長)

まず、受給資格のところの経済的理由によりというところで、この条例の中には規定はございませんけれども、市民税非課税の世帯の方ということで、4 人の家族の方でしたら、年収が 250 万円以下の方を想定しています。その高校生の方が大体 2,000 名ぐらいいるという想定でございますので、その約半数の千名を奨学生として認定し

たいというふうに考えております。その千名を認定するにあたっては、学業、それからスポーツ、あわせてその他に社会的な活動とか色々ありますので、その中でその頑張りが認められるというところで、一定の基準を学校の方にお示ししまして、学校の方から対象者の半数をご推薦いただくということを考えております。

(小嶋委員)

すると経済的な条件でかなり絞られて、その中で大体半数が奨学金を受けられるというようなイメージ。倍率実2倍みたいな感じ。分かりました。

(杉崎教育長)

その辺はまた、教育委員会規則で定めたり、運用で定めるということでもいいですよ。ね。

(小嶋委員)

なかなか難しいなと思うのは、経済的に困窮している生徒さんであれば、それだけ社会的に頑張るといえることが難しいようなこともあったりして、その辺の判断というのは学校の先生方が、日頃その子を見ている先生方にしかできないことだと思うのですがそこはなかなか難しいなと。あまり明確にもできないだろうし、ですが、あまり基準が曖昧ですと、その子にも負担がかかると思いますし、どうしても人が判断するので個人的な感情が入ってしまうので、公平性という点で難しいなというふうに思ったりもいたします。

(杉崎教育長)

新しい仕組みなので、ある程度基準は作ってきちっと運用していただくように学校にお願いするしかないところもありますけれども、またちょっとずつもし、不具合があれば直していただくという形になると思います。

いずれにしても、途中で学校を辞めたりとかしなくてもいいような形での援助をしたいという趣旨だと思いますので。

他はよろしいでしょうか。それでは他にご意見もないようですので、日程第3「名古屋市奨学金条例の制定について」につきましては、原案どおり異議なしということではよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第 4「名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について」を議題といたしますので、説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

日程第 4「名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について」をご説明をいたします。

これは、中川生涯学習センター始め 5 館の管理について、指定管理者制度と利用料金制度を導入するものでございます。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりました。何かご意見とか、ご質問ございましたら。拡大ということで。

特にご意見もないようですので、日程第 4「名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について」につきましても、原案どおり異議なしということで、お認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第 5「平成 28 年度補正予算について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

(大坪企画経理課長)

「平成 28 年度補正予算」についてご説明申し上げます。

予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、説明資料を提出するものでございます。

1 ページをご覧ください。「2 月補正予算の概要」でございます。

「校舎等の大規模改造」から、3 ページへまいりまして、1 つ目の「肢体不自由学級設置校等へのエレベーターの整備」までの事項につきましては、いずれも国の経済対策に呼応し、29 年度当初予算から前倒し実施するものでございます。

なお、これらの事項につきましては、年度内に事業を完了することができないことから、いずれも繰越明許費として全額を翌年度に繰越いたします。

1 ページに戻っていただきまして、まず「校舎等の大規模改造」でございます。

これは、昭和 55 年以前に建設された小・中学校の校舎等約 5 万㎡につきまして、老朽化した屋上、外壁、内装等の一体的な機能回復工事を行うものでございます。

次の「学校トイレさわやか改修」は、老朽化したトイレを明るく清潔で快適なものにするための改修を、小・中・高等学校のトイレ 156 カ所を対象に実施するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

「公害対策関係校における空調設備の整備」は、良好な学習環境を確保するために、老朽化した空調設備の整備を、小、中学校 6 校で実施するものでございます。

次の「運動場の改修」は、前回の改修から 20 年を経過し、劣化状態が著しく、屋外教育活動に支障が生じている小、中、高等学校 28 校の運動場につきまして、必要な整備を行うものでございます。

3 ページをお願いいたします。

「肢体不自由学級設置校等へのエレベーターの整備」は、肢体不自由学級設置校において、生徒が教室間を円滑に移動するためのエレベーターの整備と、普通学級に肢体不自由児が就学する学校において、ストレッチャー対応型エレベーターの整備を行なうものでございます。中学校 2 校で実施してまいります。

続きまして、「瑞穂公園施設用地の取得」でございます。これは、国の交付金の追加認証に伴い、瑞穂公園の整備に必要な用地につきまして、用地先行取得特別会計からの買い戻しを実施するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

「教育館の移転改築」につきましては、移転予定地の土壤汚染が判明したことにより、今年度内に設計が完了しないことから、所要額を繰越明許費として翌年度に繰り越すものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問ありましたら。

一個だけ確認の意味で。さっき企画経理課長はいずれも 29 年度に繰越明許すると言ったのだけれども、3 ページの瑞穂の用地取得って全部、繰り越し。

(大坪企画経理課長)

繰り越しません。今年度買ってお終いです。

(杉崎教育長)

いずれもというのはちなみに。

(大坪企画経理課長)

3 ページの一番上までのところのいずれもということです。

(杉崎教育長)

4 ページの上までということですね。

(大坪企画経理課長)

そちらは繰り越しですが。

(杉崎教育長)

3 ページの下の瑞穂の施設の用地の取得は、繰り越さないのでしょうか。

(大坪企画経理課長)

繰り越しません、これは今年度買ってお終いです。

(野田委員)

1 ページの下の方の「学校トイレさわやか改修」、これは大綱にもありますので、その確認ですけど 156 か所というのは、例えば1つの小学校に10か所トイレがあったら、それは1つと出るのか、10か所というようにいうのですよね。

(杉崎教育長)

1か所の意味をちょっときちんと。

(坪井学校整備課長)

ワンフロアにある男子便所1個で1箇所、女子便所1個で1か所。

(野田委員)

そうなのですか。

(杉崎教育長)

部屋ですね。男子便所の便器が10個ぐらいあったらそれが1か所。

(野田委員)

そうすると学校数でいくとそんなに多い学校数にはならないということですね。

(坪井学校整備課長)

学校数で言いますとですね、小学校が 14 校、中学校が 6 校、高校が 2 校、合計で 22 校でございます。

(野田委員)

分かりました。

(杉崎教育長)

この 22 校の以外の古いトイレはどのようなふうに対応するのでしょうか。

(坪井学校整備課長)

さわやかトイレ改修で今回やらせていただくのは、もともと状態が悪い、古くて洋式化率が悪いところを選んでありまして、そこから今後進めていくのですけれども、今、学校施設の長寿命化計画というものを策定しております。それは今後、学校を長寿命化させてですね、今までのような事後的な保全ではなくて事前に保全できる、そして長寿命化するよなということで、学校の状態によって様々な改修の方法を決めていきます。その中でトイレの改修は、トイレの改修するところは全てやっていこうね、というような方針を立ててありまして、その改修に合わせて進めていくということでございます。トイレだけでやりますと、子どもたちに負担をかけたりします。やっぱり全体を一体で改修した方が工事も効率的ですし、ここのトイレは使えないのであちらに行ってくださいね、というふうになってしまいます。一体で改修しますと移動したところで部屋を確保してやったり、なるべくプレハブは出さないようにするのですけれども、そういうやり方をしていきたいなと思います。

(梶田委員)

そうすると進捗というのはどういくことになっていくのです。

(坪井学校整備課長)

今その特に状態の悪いものですね、洋式化率が悪くて、ウエット方式で水が流れるのもハイタンクで時間が来た時しか流れない、それが悪臭の元になる。そういったトイレが、あまり改修ができていないトイレがですね、昭和 40～50 年にできたトイレというのはやはりほとんど和式です。そういったトイレは 3,000 箇所くらいあると思っています。それを 10 年程度ぐらいで何とか改修したいと思っているのですけれども、

その長寿命化計画の中でそれがどれくらいでできるかといいますと 10 数年くらいで全体合わせて効率的に改修できるのではないかな、というふうに考えております。

(杉崎教育長)

22 校でも市の予算としては十億かかるという。国の予算も入っていて。相当お金はかかるけど、長寿命化のための改修をやる時に合わせてトイレも一緒にやるということですね。

(坪井学校整備課長)

トイレ 1 か所ですね 600 何十万、700 万くらいかかります。それを一体的に改修するとやはり経費も効率的に出ますし、ということで、子どもたちに負担をかけないように経費も効率的にということでやっていきたいと思います。

(小嶋委員)

トイレ一つのお部屋が 700 万円ですか。

(坪井学校整備課長)

便器がですね、例えば洋式の便器を 1 個付けると 20 万とか 30 万円とかかかります。それからあと明るく壁とかですね、天井を明るいイメージに、そして照明も照度を高く LED 化したり、それからハイタンクであったものをフラッシュバルブで流れるようにする。そして床もウエットでですね、タイルに水でじゃーっと流すんじゃなくて、ホテルにあるようなと言うと言い過ぎかもしれませんが、モップで拭いてさっと綺麗になる、雑菌の繁殖しないそういうドライ方式にする。それから洗面台も子どもの高さに合わせた洗面台にするというようなそういうことをやりますので、600 万から 700 万かかります。

(小嶋委員)

個室が 3 つか 4 つあって、手洗いが 2 か所あって、壁も変えてということで、それでの 700 万円。わかりました。で、156 か所というのは、その 700 万円のお部屋が 156 か所ですか。

(坪井学校整備課長)

そうでございます。

(杉崎教育長)

水回りが結構お金がかかる。小栗委員がいませんが、小栗委員が結構こだわってみえたことがようやく。

他にいかがでしょうか。他にはご意見もないようですので、日程第5「平成28年度補正予算について」につきましても、原案どおりご異議なしということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第6「平成29年度当初予算について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

(大坪企画経理課長)

「平成29年度当初予算」について、ご説明させていただきます。

補正予算と同じく、予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、教育委員会の意見が求められますので、説明資料を提出するものでございます。

1 ページをご覧ください。「平成29年度当初予算の概要」につきましても、ご説明を申し上げます。

「1 予算総額及び前年度予算比較」でございます。

29年度の教育委員会所管の歳出予算額は、1,627億円余であり、対前年度費124%、901億円余の増となっております。

主な増減理由といたしましては、「県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う経費」で963億円、「学校建設予定地の土地開発公社からの買戻し」で9億円、「老朽化した施設・設備の応急保全」で8億円の増となった一方で「校舎等の大規模改造」の28年度2月補正予算への前倒しで63億円、「なごや小学校新校舎の建設」の終了で21億円の減となったこと等でございます。

また、当初予算額のうち、市長による政策的判断を必要とする臨時政策経費につきましては、歳出額といたしまして18億円余、一般財源で10億円余が予算措置されております。

次に、「2 主な当初予算未計上事項」でございます。

臨時政策経費として予算要求を行ったもののうち、施策の優先度や緊急性等の観点から予算未計上とされた主な事項といたしましては、「特別支援学校等へのタブレット端末の配備」や「防災ヘルメットの配備」、「博物館の魅力向上のための基本調査」

がございます。いずれの事項につきましても、今後、内部検討等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2 ページをお願いいたします。歳出予算の科目別の主な増減理由につきまして記載をいたしました。

「2 小学校費」の 534 億円余の増、「3 中学校費」の 301 億円余の増及び「6 特別支援学校費」の 45 億円余の増につきましては、県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴うものでございます。「10 体育費」の 17 億円余の増につきましては、老朽化した空調設備等の応急保全の増によるものでございます。

3 ページをお願いいたします。「主な施策一覧」でございます。「教育振興基本計画」の柱に沿って、主な事項を掲載いたしました。時間の関係もございいますので、事項を絞ってご説明をさせていただきます。

まず、「I 「なごやっ子」の資質と個性を育む“学び”の提供」でございます。

「1 個に応じたきめ細かな指導により、基礎基本を着実に身に付けさせるとともに、幅広い学力を伸ばします」では一番上にございますように、「小・中・特別支援学校の県費負担教職員に係る権限移譲に伴う給与負担等」の経費といたしまして、約 963 億円を計上しております。その下の「学校司書の配置」は、児童生徒や教員による学校図書館の利用促進を図るため、小・中学校 16 校に学校司書を配置するものでございます。

次の「学習支援講師の配置」では、長期休業期間中に実施しております特設講座につきまして、実施校を 20 校から 40 校に拡大いたします。

その下の「子ども適応相談センターにおけるタブレット端末を活用した学習支援事業」は、学習支援を専門に行うスタッフを配置し、タブレット端末やオンライン学習教材を活用することにより、不登校の児童生徒一人一人に寄り添った学習支援を実施するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

「2 望ましい生活習慣を身に付けさせ、生涯にわたって健康に過ごすための心身を育みます」では、一番上にございますように、平成 30 年度に開催予定の「全国高等学校総合体育大会水泳競技大会」につきまして、開催準備を行ってまいります。

ひとつ下にまいりまして、「部活動顧問派遣事業」の派遣部数を拡充してまいります。

次の「スーパージュニアアスリート育成事業」は、競技団体がオリンピック出場経験者などの育成実績のある指導者を招へいし、効率的な競技力強化事業等を実施する上で必要な経費を補助するものでございます。

「3 特別な支援を必要とする子どもの自立や社会参加に向けた力を育みます」では、一番上にございますように、守山養護学校の産業科棟の増築に係る設計を実施いたします。

その下の「発達障害対応支援員」につきましては、今年度より全校に配置を拡充した小中学校に続きまして、現在6園のみに配置している幼稚園23園にも配置拡充を行ってまいるのでございます。

5 ページをお願いいたします。

一番上の事項「学校生活介助アシスタントの派遣」につきましては、配置時間を拡充するための経費を計上いたしております。

「4 郷土に対する理解を深めるとともに、国際社会で通用する知識やコミュニケーション能力を身に付けさせ、グローバル社会で生きる力を育みます」では、一番上の事項「郷土の歴史学習の充実」といたしまして、中学生を対象に郷土の歴史に対する興味を喚起するため、名古屋の歴史の印象的な出来事を記載した副読本を作成いたします。

続きまして、「Ⅱ 教員の資質向上と、教育環境の整備」でございます。

「1 豊かな人間性と確かな指導力を持った教員を育成します」では、教師力フォローアップや教員免許状更新講習を引き続き実施してまいります。

6 ページをお願いいたします。

「2 安心・安全で快適に学ぶことができる環境整備を進めます」では、一番上にございますように、守山区の志段味東小学校からの分離新設校の建設に係る設計を実施いたします。

次の「学校規模適正化推進計画の策定」は、良好な教育環境を将来にわたって確保できるよう、小・中学校等について学校規模の適正化を推進するための計画を策定するものでございます。

その下「幼稚園保育室空調設備の整備」は、未整備の幼稚園全園を対象に実施するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

「Ⅲ 子どもの育ちと針路を応援する体制づくり」でございます。

まず、「1 いじめや不登校の未然防止と、早期発見・解決に取り組みます」では、一つ目の事項「なごや子ども応援委員会」につきましては、人員体制を強化するとともに、スーパーバイザーを新たに配置いたします。

次の、「新たないじめ防止プログラムの検討」は、教員や生徒が主体となって作成、実施する、オルヴェウス教授のいじめ防止プログラムを再構築し、本市の学校の状況に合わせたいじめ防止プログラムを策定することを目指し、検討を行うものでございます。

その下「学校における絆づくり推進事業」は、よりよい学校・地域づくりに参画する児童生徒の意識の高揚を図るため、児童生徒が企画段階から主体的に考え、行動し、互いを思いやる心を身に付ける活動を推進するものでございます。

続きまして「2 多文化共生への教育を推進します」では、一つ目の「母語学習協力員」につきまして、配置人数を拡充してまいります。

8 ページをお願いいたします。

「4 放課後や学校休業日におけるさまざまな活動、体験の機会を提供します」では、「土曜日の教育活動推進事業」を拡充してまいります。

「5 保護者負担を軽減し、多様な進路選択を支援します」では、一つ目にありますように、経済的な理由で修学が困難な生徒を対象とした「高等学校給付型奨学金」制度を新たに創設いたします。

次の「就学援助費」につきましては、入学準備金の支給額を増額してまいります。

9 ページをお願いいたします。

一つ目の「私立幼稚園授業料補助」につきましては、低所得の多子世帯等の負担軽減を拡充してまいります。

次の「高等学校入学準備金の貸与」につきましては、貸与者数を見直した上で継続して実施してまいります。「私立幼稚園設置者補助」では、園児の健康診断等に係る経費を対象とした「健康保持増進加算」を新たに実施いたします。

「IV 学校・家庭・地域の連携」では、まず「親子のふれあいと、家庭の教育力の向上を支援」するために「家庭教育セミナー」などを引き続き実施するとともに、10 ページにまいりまして、「地域のつながりを大切にし、地域全体で子どもを見守り、育む」ために、「幼稚園における預かり保育」につきましても引き続き実施してまいります。

次に、「V 学校教育活動の根幹的な予算の確保」でございます。

「標準運営費」や2つ下の「マイスクールプラン」につきましては前年水準を維持いたしております。

「VI 生涯を通じた学びの支援等」でございます。

瑞穂公園の再整備に係る事項といたしまして、一つ目の「陸上競技場改築に係る整備手法調査」と二つ目にありますように、田辺陸上競技場の機能を「レクリエーション広場」に移転するための改修を実施してまいります。

その下「市体育館空調設備等の整備」は、今年度実施した設計に基づき、29年度は工事を実施してまいります。

次の、「ノーベル賞受賞者顕彰施設整備検討調査」は、当地域にゆかりのノーベル賞受賞者の業績等を分かりやすく伝える施設につきまして、科学館サイエンスホールでの具体化に向け、必要な検討調査を愛知県と共同で実施するものでございます。

11 ページをお願いいたします。

一つ目の事項「科学館 B6 型蒸気機関車の動態展示に向けた調査」につきましては、整備手法等の検討を行う間の車両の保管料を計上しております。

少し飛びまして、5 つ下の「施設管理者と連携した図書館サービスの社会実験」は、中川児童館の指定管理者と連携し、地域密着型の本の貸出・返却等の図書館サービスの提供手法について、社会実験を行うものです。

次の「第 93 回日本選手権水泳競技大会」は日本ガイシアリーナにおいて、また、「ISUグランプリファイナル国際フィギュアスケート競技大会 2017」は日本ガイシホールにおいて開催を予定しております。

また、博物館、科学館、美術館につきましては、資料にございます特別展の開催を予定いたしているところでございます。

12 ページをお願いいたします。「行財政改革の取り組み」でございます。

まず、「1 財政収支見直し以降の取り組み」でございます。

「(1) 内部管理事務等の見直し」では、学校や生涯学習施設などの「管理運営費」について実績を勘案し精査することなどにより、6 億 4,000 万円余の見直しを行いました。

「(2) 事務事業の見直し」といたしましては、上から3つ目の「非常勤スクールカウンセラー」につきまして、なごや子ども応援委員会の常勤スクールカウンセラーの配置状況を踏まえ、配置校数の見直しを行いました。

次の、「30 人学級常勤・非常勤講師」につきましては、小学校 1・2 年生での 30 人学級を本務教員の配置により効率的に実施することにより、見直しを行いました。

13 ページをお願いいたします。

「(3) 公の施設等の見直し」といたしましては、図書館 4 館に指定管理者制度を導入することによりまして、6,000 万円余を削減いたしました。

「(4) 外郭団体に関する見直し」では、「公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会」への経費支出につきまして、事業費の精査等により、2 千万円余を削減いたしました。

「(5) 歳入の確保」では、旧南陽小学校福田分校跡地の売却や行政財産の貸付等により、7 千万円余の財源を確保したところでございます。

14 ページをお願いいたします。

「2 財政収支見直しに反映させた取り組み及び現物寄附等」といたしましては、「(1) 事務事業の見直し」で、図書館への図書の寄贈をいただく等の取り組みが、「(2) 公の施設等の見直し」では、「小規模校対策による小学校の統合」がございまして、教育委員会全体の行財政改革の取り組み額は、一番下の計にございますように総額 15 億円余となっているところでございます。

15 ページをお願いいたします。

「使用料改定」でございますが、「市立幼稚園授業料」につきまして、低所得の多子世帯等の負担軽減を拡充してまいります。

その下の「施設の開設」といたしましては、なごや小学校につきまして、これまでの仮校舎から新校舎への移転開設を予定しております。

16 ページ、17 ページをお願いいたします。29 年度の「組織・定数」についてでございます。29 年度と 28 年度の教育委員会事務局の組織の改正につきまして、まとめた資料でございます。新設・廃止した組織については、色塗りでお示ししております。

主な組織改正についてご説明いたします。

まず、現在、子ども応援委員会制度担当部にある学校計画室及び同部の学校規模適正化等担当主幹を、29 年度から総務部へ移管いたします。また、移管に合わせて、学校計画室から教育環境計画室へと名称変更を行い、社会教育施設を含めた教育施設全体の整備に係る総合調整を行います。

この他に、学校事務支援センターを廃止し、新たに学校事務センターを立ち上げ、現在、愛知県が行っている教職員に係る給与支払事務と学校事務支援センターが行ってきた業務を担います。

次に、予算定員の増減に関する事項につきましては、1 枚はねていただきまして、18 ページ、19 ページをご覧ください。

29 年度の予算定員は、重要施策へ重点的に職員配置を行う一方で、技能労務職の委託化及び嘱託化を進めたことなどから、県から移管される教職員を除き、前年度比で 12 人減少します。また、愛知県から県費負担教職員の給与負担等が移譲されることに伴い定員が 10,039 人増加し、その結果教育委員会の予算定員は 12,776 人となります。移譲されることに伴い増加する教職員定数の内訳につきましては、19 ページの区分 18 にお示しをしております。

主な職員定数の増減の内訳についてご説明申し上げます。

まず区分 5。26 年度より設置しております「なごや子ども応援委員会」について、体制を拡充するため、任期付職員の採用などにより 24 人増員いたします。

内訳といたしましては、子ども応援室に勤務する指導主事 1 人、スクールカウンセラー 22 人、スクールソーシャルワーカー 1 人をそれぞれ増員いたします。

次に、区分 7 にございますように、県費負担教職員の給与負担などの移譲に係る事務が収束したことから、その準備を担当していた組織を廃止いたします。

一方、区分 8 として、新たに教職員の定数管理、給与、勤務条件などに係る調整を行う必要があるために、教職員課に主幹、主査、主事を配置します。加えて、先ほども少し触れましたが、区分 9 にあるように、愛知県から移譲される教職員の給与支払事務等に対応するため、学校事務センターを新たに設置いたします。

次に、区分 14 をご覧ください。各区の図書館のうち 4 館に指定管理者制度を新たに導入し、各図書館職員を削減いたします。これに伴い新たに指定管理となる 4 館の業務のうち、直営で行う必要がある業務等を集約化し、併せて事業者との調整や連絡を行うため、瑞穂図書館と中川図書館の司書を 1 人ずつ増員いたします。なお、今回指

定管理を導入するのは、中村、富田、緑、徳重の4図書館であり、25年度より既に指定管理を導入している志段味図書館と合わせ、5館に導入することとなります。

20ページ、21ページをお願いいたします。「債務負担行為」でございます。

債務負担行為とは、事業が複数年度にわたる場合、契約年度の翌年度以降における支出見込みの限度額をあらかじめ定めておくものでございます。

20ページの上から5つ目の「歴史の里展示収蔵施設の整備」と21ページの一番下の「守山スポーツセンターの建設・運営」につきましては、すでに債務負担行為として設定しているものでございまして、期間と限度額を改めて掲載いたしました。

その他の事項につきましては、平成29年度予算において、新たに債務を負担するものでございます。

資料の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

(杉崎教育長)

大変膨大な予算の内容ですので、何かお気づきの点とか、お尋ね等ございますか。

(野田委員)

先日、市長さんとの交渉にも出席させていただきまして、色々その中でもお話がありました。学校司書の配置16校ですけれども、最初から16校の予定だったのか、最初はどのくらいで、このくらいになったのか。

(大坪企画経理課長)

これは臨時政策経費として要求していた時点では32校だったのですが、臨時政策経費では付かずに、局の枠内財源ということでしたので、局で精一杯努力させていただいて16校になったと。

(野田委員)

駄目だったということですね、大分言いましたけど。分かりました。

それからもう一点ですね、これも教育振興基本計画にあったと思うのですが、ICT環境の整備がどこに入っているのかということですが、特別支援学校は駄目だったということですね、2ページにあるように。

(大坪企画経理課長)

今回ICTの関係で一番大きなものはですね、3ページにございます、拡充といたしまして、子ども適応相談センターにタブレット端末を今回初めて設置するものでございまして、あわせて専門スタッフも配置することになりましたので、この子どもたちに向けた整備が今回ICTの一番目玉として掲げているものでございます。

(野田委員)

まだ普通の小中学校へのそういうタブレットの配置等は、29年度はないということでしょうか。

(大坪企画経理課長)

実はですね、今年度付けた予算の実際稼働というのか、それを使いだすのは3月にちょっとずれ込んでおりました、そうしたことからそういった実証のデータ等を基に来年度また30年度予算に向けてちょっと努力してまいりたいと考えておるところでございます。

(杉崎教育長)

ちょっと遅れ気味ということなのですね。

(大坪企画経理課長)

整備がちょっとなかなか遅れておりました。

(杉崎教育長)

臨時的政策経費は最初の1ページにあったように70億というのが市長さんの総額だったのですが、その内の10億が教育委員会についたという理解でよいですね。

(大坪企画経理課長)

はい。そのとおりでございます。

(杉崎教育長)

県費教員の人件費がくるので、予算的には2倍以上になっているのですけれども、莫大な額に。

(野田委員)

あともう一点。5ページの一番下の免許更新講習の件ですけれども、聞くところによるとeラーニング化されるとのことですけれども、予算額はあまり変わっていないようですけれども、この辺はこれでよいですね。

(杉崎教育長)

研修の中身と予算の関係の説明をちょっと、5ページの一番下。

(新井教育センター所長)

ご指摘のとおり eラーニング化ですが、要するに平成 30 年度は新免許と旧免許の人が両方該当するというので、来年度から実施をして、翌年その倍になることを見越して、見直していかなくてはならないということで、eラーニング化を導入いたしました。

これに関しましては、沢山会場を借りていた費用をですね、いわゆる自宅でのパソコンでの視聴になりますので、いわゆる整備費の方で何とか同等程度に抑えることで、実際、形としては大きく変わりますが、予算としてはあまり変わらないということでございます。

(野田委員)

要するに施設の借用料はいらなくなったけれども、eラーニングの教材作りのお金にということですね。分かりました。

(杉崎教育長)

他はいかがですか。他にご意見もないようですので、日程第 6「平成 29 年度当初予算について」につきましては、原案どおりご異議なしということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第 7「契約の締結について」でございます。事務局の説明をお願いします。

(渡邊文化財保護室長)

歴史の里ガイダンス施設新築工事の工事請負契約に関しまして、ご説明をいたしたいと思います。

この契約につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求められますので、今回お諮りするものでございます。

それでは資料をご覧いただきたいと思っております。

まず契約の目的といたしましては、歴史の里ガイダンス施設新築工事の請負となっております。施行場所は名古屋市守山区上志段味地区内です。契約の内容といたしましては、歴史の里ガイダンス施設整備一式としております。契約の金額といたしまし

では 7 億 6,096 万 8 千円でございます。契約の予定といたしましては、名工建設株式会社・株式会社丹羽英二建築事務所・株式会社乃村工藝社の共同企業体でございます。工事の予定期日といたしましては、平成 31 年 3 月 1 日を予定しております。

続きましてガイダンス施設の概要についてご説明いたしますので、資料の 1 ページをご覧くださいと思います。

歴史の里約 6 ヘクタールの敷地に、延べ床面積約 1,500 m²の鉄骨造 2 階建ての施設を建設いたします。建物内の主な居室といたしましては、展示室、収蔵庫、体験活動室、図書閲覧室、ボランティア活動室、レストラン等を予定しております。また駐車場といたしまして、普通車約 120 台、大型バス 4 台を予定しております。

続きまして資料の 2 ページをご覧くださいと思います。

上段にこちらのガイダンス施設を設置する場所の地図を掲げさせていただきましたので、ご覧くださいと思います。次に施設整備のスケジュールについてご説明いたします。本年 2 月の議会で議決をいただきました後、平成 29 年度に設計を行いまして、引き続きまして平成 30 年度に施工することを予定しております。

資料の 3 ページにこれまでの契約締結までの流れについて一覧にまとめさせていただきましたので、ご覧くださいと思います。

続きまして資料の 4 ページをご覧くださいと思います。入札の結果ですが、応募者 2 者のうち、入札参加者は 1 者、落札価格といたしましては先ほども申し上げましたが税込で 7 億 6,096 万 8,000 円となっております。

落札者の概要につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、名工建設株式会社・株式会社丹羽英二建築事務所・株式会社乃村工藝社の共同企業体となっておりまして、以下総合評価の結果と提案をいただいた特徴について掲げさせていただいております。

最後に参考資料といたしまして A3 の資料を付けさせていただいておりますが、こちらの 2 枚目のところにガイダンス施設のパース図、そして 3 枚目 4 枚目現在の建築予定地の写真を掲げさせていただきましたので合わせてご覧くださいと思います。

非常に簡単ですが、私からの説明は以上です。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、何かございましたら。先日は寒い中ありがとうございます。

(野田委員)

暖かかったですよ。

(杉崎教育長)

今こんな感じなので、現地で見てもらうと写真よりよく分かるかなと。梶田委員も以前ご覧になられたと思いますが、大分変っている感じが。

(梶田委員)

個人的に行ってまいります。

(船津委員)

見学に行かせていただいて、ありがとうございました。

行ってみるとすごいなと思うことも沢山ありますし、勉強もできるし、好奇心そそられるのですけれども、なかなか多分、学校現場とかだと、こういうことが少しずつこう、子どもさんたちに歴史の里ということで浸透していると思うのですけれども、大学の現場に戻って話をしても誰も知らないということもあるので、市民の方々が沢山ご参加いただけたりと、訪れていただけるような施設になるといいなというふうに思います。

お聞きすると、市民の方と一緒に発掘調査をこれからしていくとか、多分こうガイダンス施設が実際に稼働しているその古墳群の調査みたいなもののリアルにそれが見える場だといいなと思うので、施設の中で向こうでは作業しています状態が見えるような、これだと展示室があるだけなのですけれども、その作業室みたいなものが見えるといいかなと。いくつか私も好きで、他の地域のそういう歴史の施設を拝見するのですけれども、なんだか見学者が来るだけで、展示物があるだけだとなんだか施設がどんどん薄ら寂しくなってくる感じがあるので、せっかく市民の方々が来られて色々されるのだとした時に、2階に体験活動室があって勾玉が作れるところは聞いたのですけれども、そういうのも含めて実際のここの発掘だったり調査が、リアルに見られるものが是非ともあるといいなというふうに思いました。感想ですけれども、よろしくをお願いします。

(杉崎教育長)

そうですね。一つはここだけであんまりやってもなかなかお客さんというか、来る人も増えないので、ちょっとやっぱりもっと名古屋市全体にも古墳はありますし、色々な関連付けたりとか。

現地で見たら、2階はあれだよ、南向きと言ったらいいのかな、階段上っていくと向こうが見えるのだよね。

(渡邊文化財保護室長)

はい。そのとおりです。

(杉崎教育長)

2 枚目のパース図の右上のところの内観イメージというのが、右上のところ。この A3 の 2 枚目のやつ。ちょっと立体的に、こう。

(渡邊文化財保護室長)

正面の入り口、平面構成イメージというのが右側の上の部分に掲げさせていただいております。イベント広場から正面の入り口に入っていただきますと、交流ラウンジ、そして古代への通りニワということで、大きな階段が設置される予定です。そのイメージといたしましては、その右側でございますこの階段です。この階段と、あとバリアフリーということでこの裏側にエレベーターを設置する予定なのですが、エレベーターで 2 階の部分に上がっていただきますと、河岸段丘の上、要は古墳が沢山あります。その段丘の上と同じレベルまで上がっていただくことができる予定としております。

(小嶋委員)

私も船津委員と野田委員と一緒に月曜日に視察に行かせていただきまして、とても気持ちのいい空間になると思えました。で、私は 5 年生の娘がいるのですけれども、小学生、中学生で歴史を学ぶわけなのですけれども、古墳時代はもう一瞬でした。学校で学ぶ歴史の中で本当に一瞬なのです。やっぱり行ってみまして、今、整備中の古墳を拝見して「ああ、こんなふうなんだ」と。しみじみ古墳をしみじみ見るのは初めての経験だったものですから。でもやっぱり地味です、古墳は。

なので、この施設はやっぱり市民の憩いの場にしないといけない。フルーツパークと一体化というか繋ぎで、市民が休みの日に思わず行ってしまう憩いの場でないといけないと思います。で、そうであれば子ども連れがいっぱい集まってくるので、そうすると小学校で歴史を学ぶ前に何度もこの歴史の里に行つて、楽しい思い出をたくさん作つて、歴史を学ぶ時に「ああ、そうそう古墳、埴輪よく知ってるよ。」というふうに、最初は古墳ですから。最初は邪馬台国から始まって、古墳なので。そこで歴史がぐっところ身近なものになるので、そういったもう本当に小さい頃からここに市民が思わず集まってきちゃうような施設にすることが大事ではないかなというふうに思います。

そうするとこう、歴史への興味がぐっところ小学校で歴史が始まった時にもうすでに。そうすると、あそこにもここにもこういうものがあつたな、そういえば見てみると史跡って色々なものがあるのだなというふうに繋がっていくので楽しいと思います。

(杉崎教育長)

そうですね。だから展示室のイメージと言うかソフトとハードがどういうふうになるかということは重要なことです。

(小嶋委員)

今本当に整備されつつあるところなので、早いうちに外を整備してしまって、建設途中でも市民が集まって、こんなふうになってるんだとか、ちょっとお弁当を食べたりとか、フルーツパークまで歩いてみたり、あるいはフルーツパークから歩いて見に来たりとかそういうことができるように今からしていかれると、関心が集まって、ついにできたかというふうに皆さんに思っただけなのでいいのではないかなと。

(杉崎教育長)

今でももう暫定で見れるし、別に全然いいわけでしょう。

(渡邊文化財保護室長)

公園の部分は普通にもう皆さんに入っただけです。

(杉崎教育長)

だから事前から、早くからPRして、来てもらう機会を作ってもらった方がいいと思いますよ。

(小嶋委員)

十分できるというか、楽しいと思います。

(杉崎教育長)

事前のPRとかそういったこともよく考えていただいております。

いきなりテーマパークのような施設ができて急にお客さんが来るわけではないと思うので、事前によく周知したり、PRして伝えておかないと、いきなりは来ないと思いますので。

他よろしいでしょうか。他にご意見もないようでございますので、日程第7「契約の締結について」につきましては、原案どおり異議なしということでよろしいございますか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、議事日程第 8 を議題といたしますが、教育スポーツ協会の事務局長につきましては、従事する業務と関係する議事がありますので、退室をお願いします。

【教育スポーツ協会事務局長退席】

(杉崎教育長)

では、日程第 8「指定管理者の指定について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いをいたします。

(中田スポーツ施設担当主幹)

日程第 8 につきまして、ご説明させていただきます。

名古屋市名城庭球場の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があることから、教育委員会のご意見をお聞きするものでございます。

現在は、任意団体である名古屋ローンテニス倶楽部が指定管理者となっておりますが、一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部へ事業を譲渡することとなったため、平成 29 年 4 月 1 日より一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部が指定管理を行う予定でございます。指定の期間は、当初の指定期間の残りの期間である、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。

候補者の選定につきまして、全国的にも例の少ない赤土のアンツーカのコートである名城庭球場の施設を適切に管理する能力を有し、また、本市からの指定管理料の支出なく効率的・効果的に施設の管理運営を行うことができる団体は、この一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部のみであることから、非公募で行っております。一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部から提出された提案書に関しましては、教育委員会事務局において精査し、適切であるものと確認しております。

以上のことから、一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部を指定管理者の候補者として選定し、2 月市会に議案として上程しようとするものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、なにかご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(杉崎教育長)

社団法人化したということで。特にご意見もないようですので、日程第 8「指定管理者の指定について」につきましても、原案どおりご異議なしとしてお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、議事日程第 9 を議題といたしますので、教育スポーツ協会事務局長の入室をお願いいたします。

【教育スポーツ協会事務局長 入室】

午前 11 時 28 分終了